

花きの振興に関する法律の成立と花き関連予算

農林水産省生産局花き産業・施設園芸振興室長

川 合 豊 彦

平成26年6月20日、第186回通常国会において、議員立法による「花きの振興に関する法律」が成立しました。この法律は、花き産業及び花きの文化の振興を図るため、国及び地方公共団体において花きの生産者の経営の安定、花きの加工及び流通の高度化、花きの輸出の促進、公共施設及びまちづくりにおける花きの活用等の措置を講じ、もって花き産業の健全な発展や心豊かな国民生活の実現に寄与することを目的とするものです。法律条文及び法律を解説したパンフレット「花きの振興に関する法律のあらまし」については、農林水産省のHPで公表していますので、そちらをご参照下さい。

【農林水産省HP 花き振興コーナー】

<http://www.maff.go.jp/j/seisan/kaki/flower/>

1 経緯

花き産業の振興を目的とする法律の制定は、昭和62年に自民党でフラワー産業議員連盟が創立された当時から、花き産業関係者から強い要望があり、平成24年5月に同議連が再決起されたことを機に、関係者の永年の悲願であった法律の制定に向けた動きが加速しました。平成25年9月に、自民党農林部会野菜・果樹・畑作物等対策小委員会の中に、葉梨康弘議員（畑作小委員長）を座長とする「花き振興法案（仮称）検討作業チーム」が設置され、中谷元議員（農林水産戦略調査会長）、齋藤健議員（農林部会長）、河村建夫議員（フラワー議連会長）等がメンバーとなり、法案の検討が進められ（10月から座長は坂本哲志議員に交代）、与野党調整を経て、6月4日、衆議院の農林水産委員長提案により、第186回通常国会に提出されました。翌6月5日の衆議院本会議において全会一致で可決。さらに6月19日の参議院農林水産委員会を経て6月20日に参議院本会議において全会一致で可決され、「花きの振興に関する法律（平成26年法律第102号）」が成立しました。その後は、6月27日に官報に掲載され公布となりました。

2 法律のポイント

法律は21条で成り立ち、本法律でいう「花き」とは、「観賞の用に供される植物をいう。」（第2条）と規定され、切り花類（切り葉、切り枝を含む）や鉢もの類（洋ラン類、観葉植物、盆栽等）のみならず、花木類（観賞用でない緑化樹木を除く）、球根類（食用に供されるものを除く）、花壇用苗もの類、芝類、地被植物類（地面や壁面の被覆に供するもの）についても、法律の対象とされました。

まず、農林水産大臣は花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針を策定し、それに即して、都道府県が振興計画を定めるよう努めなければならないとされており、国は、振興計画に基づく施策の円滑な実施のため、援助するものとしています。今後、農林水産省では、年度内を目処にこの基本方針を策定することとしています。

法律では、花き産業に対する施策として、生産者の経営の安定（第6条）や生産性及び品質の向上の促進（第7条）、加工及び流通の高度化（第8条）、鮮度の保持の重要性への留意（第9条）、輸出の促進（第10条）が規定されました。

また、花きの文化に対する施策として、公共施設における花きの活用の推進、「花育」の推進、花きの伝統の継承等（第16条）を講ずるとともに、関係行政機関で構成される花き活用推進会議を設置し、花きの振興に関し一体的かつ効果的な推進を図ることとしています。

さらに、種苗法の特例として、農林水産大臣の認定を受けた研究開発事業（花きの新品種の育成及び増殖の技術の高度化に関する研究開発を行う事業であって、我が国の花き産業の国際競争力の強化に資するもの）計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る出願品種について、品種登録出願に関する出願料及び登録料を軽減又は免除することができるものとしています（第11条～第13条）。これにより、流行の移り変わりの激しい花きにおいて、国産シェアの奪還と輸出拡大に向け、オリジナル品種の開発加速化が期待されます。

花きの振興に関する法律（平成 26 年法律第 102 号）概要

1. 目的

【花きをめぐる現状】

○ 花き産業

- ・ 農地や農業の担い手の確保を図る上で重要
- ・ 国際競争力の強化が緊要な課題

○ 花き文化

- ・ 国民の生活に深く浸透し、国民の心豊かな生活の実現に重要な役割



花き産業及び花き文化の振興を図り、もって花き産業の健全な発展及び心豊かな国民生活の実現に寄与

2. 定義

- 「花き」：観賞の用に供される植物
(切り花、鉢もの、花木類、球根類、花壇用苗もの、芝類、地被植物類)
- 「花き産業」：花きの生産、流通、販売又は新品種の育成の事業

3. 基本方針等

- 農林水産大臣は、花き産業及び花き文化の振興に関する基本指針を策定
- 都道府県は、花き産業及び花き文化の振興に関する計画を策定
- 国、地方公共団体、事業者、研究機関等の連携の強化

4. 国及び地方公共団体の施策

【花き産業に対する施策】

- 生産者の経営の安定（6 条）
- 生産性及び品質の向上の促進（7 条）
- 加工及び流通の高度化（8 条）
- 鮮度保持の重要性への留意（9 条）
- 輸出の促進（10 条）
- 認定研究開発事業計画の成果に係る出願品種の出願料等の減免（13 条）
- 研究開発の推進（15 条）

【花き文化に対する施策】

- 公共施設における花きの活用の推進等（16 条 1 項）
- いわゆる「花育」の推進（16 条 2 項）
- 日常生活における花きの活用の推進、花きの伝統の継承、新文化の創出等に対する支援等（16 条 3 項）

【その他の施策】

- 博覧会の開催等（17 条）
- 花き産業及び花き文化の振興に寄与した者の顕彰（18 条）
- 振興計画の施策が円滑に実施されるようにするための国の援助（19 条）
- 花き活用推進会議の設置（20 条）

3 国産花きイノベーション推進事業の取組の状況

農林水産省では、この法律の理念の具体化に向け、平成26年度から「国産花きイノベーション推進事業」として花き単独で5億円の予算措置をしています。本事業により、全国各都道府県において花き関係者が一堂に会する地域協議会が設立され、物流効率化の検討やフラワーコンテスト、花育活動等、国産花きの生産・供給体制の強化、輸出や需要拡大のための取組がスタートしています。各地域の特徴的な取組を紹介します。

(1) 花き関係者の連携

国産花きイノベーション推進事業では、花き業界関係者が一体となった協議会において地域の花き振興方策等を検討することとなっています。

また、年間を通じた安定供給体制を確立するため、南北に長い日本列島の地域ごとの気候差を利用したリレー出荷等の産地間連携を推進し、他県産地の生産者等との技術交流会の開催や、品質向上・均一化を図るため技術マニュアル作成を行うこととしています（北海道、長野県、香川県、福岡県等）。

(2) 国産花きの強みを活かす生産・供給体制の強化

国産花きの強みを活かす生産・供給体制の強化のメニューのうち、物流の効率化、流通コストの削減を図る「物流の効率化の検討・実証」では、埼玉県がユリ（切り花）の統一規格出荷箱の試験導入・実証を行うこととしています。また、香川県がカーネーション、ランタンキュラスの統一出荷箱の利用検討・実証を、長崎県がキクの統一出荷箱やカーネーションの統一出荷用スリーブの試作・実証に取り組むこととしています。

「園芸資材リサイクルシステムの検証・実証」は、園芸資材の有効活用と花き消費の活性化を図るため、消費者が購入した鉢花や観葉植物の使用済み植木鉢や培養土を回収、再利用するシステム等を検討・実証するもので、新潟県、愛知県、愛媛県が取組を予定しています。また、山口県では咲き終わったバラの鉢物を回収し、バラ本体の再生にも取り組むこととしています。

(3) 国産花きの需要拡大

国産花きの需要拡大のメニューでは、地域の花きの素晴らしさを知っていただくとともに、花に親しんでもらう「フラワーコンテスト、展示会等の開催」に43都道府県が取り組むこととしています。ユニークなものとして、秋田県が自県産の花きを使ったウェディング

グブーケのデザインコンテスト等を予定しています。東京都では、食卓を彩る食器等を紹介するテーブルウェア・フェスティバルで、テーブル装花の展示、PRをして、食卓に花のある暮らしの提案を行うこととしています。

また、「学校・福祉施設等での花育体験推進」は43都道府県が取組を計画しています。多くの県が小学校を中心に花育体験を予定している中、栃木県では福祉施設での花壇づくりを、佐賀県では特別養護老人ホームでのフラワーアレンジメント教室に取り組むこととしています。

「花文化と併せた国産花きの情報発信」の取組では、岐阜県がフランスで行われる観光展において自県産花きを使った「寄せ植え華道」の作品を展示しPRすることを計画しています。また、愛知県でも中国におけるプロモーションイベントの開催を計画しています。さらに、「企業や介護施設等における花や緑の活用推進」では、静岡県が花と緑の活用の優良事例集を作成し、その紹介を通して花緑の活用の普及を推進することとしています。

4 平成27年度花き関連予算の概要

平成27年度予算においては、3で説明した「国産花きイノベーション推進事業」のメニューを拡充するとともに、新たに平成32年に開催されるオリンピック・パラリンピック東京大会において、国産花きを安定的に生産・供給するための「オリンピック・パラリンピックフラワー安定供給事業」、平成28年にトルコのアンタルヤにて開催予定の国際園芸博覧会に政府出展するための「トルコ・アンタルヤ国際園芸博覧会出展事業」についても要求しているところですので、その概要について説明します。

(1) 国産花きイノベーション推進事業（27年度拡充要求）

国産花きの強みを活かす生産供給体制の強化に向けて、生産者、加工業者、市場関係者等の広域連携による加工及び流通の高度化を推進するため、①花束・ブーケ等の加工技術の向上、②コールドチェーン等鮮度保持体制の構築等に向けた取組への支援を拡充します。

また、日常生活における花きの利用増進に向けた新たな花文化を創出するため、花き業界関係者と異業種（食品、服飾、インテリア等）との連携による全国的なプロモーション活動等に対する支援を拡充します。

(2) オリンピック・パラリンピックフラワー安定供給事業(27年度新規要求)

平成32年のオリンピック・パラリンピック東京大会に向けて、国産花きの出回りが減少する真夏の大会期間中において国産花きを安定的に生産・供給するため、

花き関係者による検討会の実施、生産・出荷時期の調整、品質保持の実証及び栽培管理マニュアルの作成、大会をシミュレーションしたビクトリーブーケの輸送、保管技術の実証、空港・駅等の公共スペースでの花きの展示・装飾の取組等を支援します。

(3) トルコ・アンタルヤ国際園芸博覧会出展事業(27年度新規要求)

平成28年(2016年)4月から10月にかけて、トルコ南部の地中海に面した都市アンタルヤにて、最大規模であるA1クラスの国際園芸博覧会が開催されます。農林水産省では、平成24年(2012年)にオランダで開催された2012フェンロー国際園芸博覧会に続き、政府出展を行う方向で調整しているところです。アンタル

ヤ国際園芸博覧会は、トルコにおける初の国際園芸博覧会であり、同博覧会への政府出展は、我が国が世界に誇る多様で高品質な花きを今後トルコを含む中東地域向けに輸出拡大するにあたり、大きな弾みとなることが期待されます。

本事業では、出展事業計画の検討、出展ブースの設計・施工、出展ブースの運営等を実施します。平成27年の夏頃には、農林水産省より出展者の募集を行いたいと考えておりますので、ご関心のある方は出荷調整や検疫対応等、ご準備いただきますようお願いいたします。

最後に、花き振興法が制定されるとともに、国産花きイノベーション推進事業によって全国全県で花き関係者が一丸となった様々な取組が開始される中、今後、法律と予算が車の両輪となり、我が国の花き産業及び花き文化のさらなる発展が期待されます。農林水産省としては、できる限り皆様方のお力になりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

国産花きイノベーション推進事業(拡充)

[537,621千円(500,000千円)]

国産花きのシェア奪還と輸出拡大を図るため、花き業界関係者が一体となった生産・供給体制の強化と需要拡大に向けた取組において、これまでの支援メニューに加え、産地と加工業者、市場関係者等の連携による花束等の加工及び流通の高度化に向けた取組や花きの利用推進につながる新たな花文化を創出する全国的な取組等に対する支援を拡充。

1. 花き関係者の連携への支援

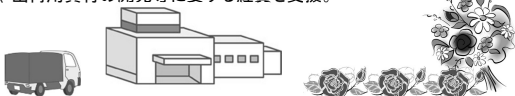
・花きの振興に関する法律に基づき農林水産省が策定する基本方針に即した各都道府県における花き産業及び花き文化の振興に関する計画(振興計画)の検討に要する経費等を支援。

2. 国産花きの強みを活かす生産・供給体制の強化(拡充)

・国産花きの強みを活かす生産供給体制の強化に向けて、産地と加工業者、市場関係者等の連携による加工及び流通の高度化を推進するため、花束・ブーケ等の加工技術の向上、コールドチェーン等鮮度保持体制の構築等の取組に対する支援を拡充(地区推進事業のメニュー拡充)。

広域連携による花き加工流通の実証(拡充)

- ・生産者、卸売会社、仲卸業者、加工業者、小売業者等からなる県域を越えた協議会等による取組を推進。
- ・流通の高度化や鮮度保持のため、生産から小売までの輸送や既存施設のリース等による加工拠点の整備、小売店における資材や什器類、ストッカー整備等低温化に要する経費を支援。
- ・花束やブリザーブドフラワー等の加工技術の向上、低温化に要する設備や、出荷用資材の開発等に要する経費を支援。



3. 国産花きの需要拡大(拡充)

・国産花きの需要拡大に向けて、地域におけるフラワーコンテストや花育活動等の取組に加え、全国団体等が主体となった花きの利用増進につながる新たな花文化を創出する取組等に対する支援を拡充(全国推進事業のメニュー拡充)。

くらしに花を取り入れる新需要の創出(拡充)

花き業界関係者と異業種(食品、服飾、インテリア等)関係者の連携により、日常生活における花きの利用増進につながる、新たな花文化を創出するための検討、全国的なプロモーション活動等を実施。



生け花等伝統文化の継承のための支援(拡充)

生け花文化の継承及び生け花用花材の確保のため、生け花界及び生け花用花材の生産、流通、小売関係者等によるネットワーク形成等を推進。



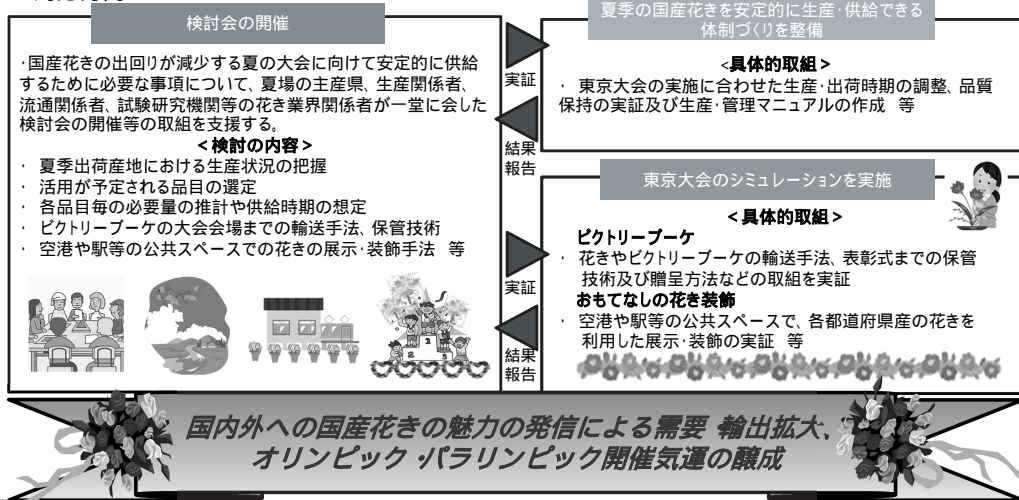
オリンピック・パラリンピックフラワー安定供給事業(新規) [平成27年度要求額 65百万円]

課題

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会が開催される夏は国産花きの出回りが減少するため、会場内外の緑化・装飾用に大量に使用される花と緑が不足しないよう、大会開催に向けて国産花きを安定的に生産・供給できる体制を整備することが必要。

また、大会では、海外からのお客様を花と緑でおもてなしをするとともに、今後の輸出を含む需要拡大に資するため、日本らしいビクトリーブーケ等を通じて、国産花きの素晴らしさを国内外にアピールすることが必要。

対応方向



オリンピック・パラリンピックフラワー安定供給事業概要

トルコ・アンタルヤ国際園芸博覧会政府出展事業(新規) [平成27年度要求額 1.3億円]

平成28年(2016年)4月～10月、トルコにてアンタルヤ国際園芸博覧会が開催される。我が国が世界に誇る花きや果実、野菜等園芸作物の中東地域への輸出拡大に向け、トルコはハブとしての役割が期待されるため、我が国は出展に向け準備中。

トルコ・アンタルヤ国際園芸博覧会政府出展事業により、開催の前年度である平成27年度に出展事業計画の検討・作成等、平成28年度に展示会場の運営・管理等を行う。

【アンタルヤ国際園芸博覧会概要】

名称: EXPO2016 ANTALYA
 テーマ: 「次世代のための緑のある生活」
 会期: 2016年4月23日～10月30日
 トルコでの国際園芸博覧会の開催は初めて



博覧会
会場イメージ

【アンタルヤ概要】トルコ南西部アンタルヤ県の県都、地中海に面し、山に囲まれ切り立った海岸線を持つ観光都市。人口約80万人。冬でも暖かい地中海性気候。



【我が国の国際園芸博覧会参加状況】

- ▽1960年にオランダにて最初の博覧会開催
- 1984年 イギリス・リバプール(我が国初参加)
- 1990年 大阪
- 1992年 オランダ・ズータメア
- 1993年 ドイツ・シュツットガルト
- 1999年 中国・昆明
- 2002年 オランダ・ハールレマミア
- 2003年 ドイツ・ロストック
- 2006年 タイ・チェンマイ
- 2012年 オランダ・フェンロー
- 2016年 トルコ・アンタルヤ(予定)

我が国は1984年以降全ての国際園芸博覧会について、予算措置し政府出展を行っている。

【27年度】(1.3億円)

・政府出展事業計画の検討・作成、出展ブースの設計・施工、出展植物の調査・調達、広報等

【28年度】

・展示会場の運営・管理、品種コンテストへの展示、展示会場の撤去、広報等

トルコ・アンタルヤ国際園芸博覧会出展事業概要